

# 太田市建設工事等請負業者選定要領

## (目的)

第1条 この要領は、太田市総務部契約検査課が所掌する建設工事及び設計、調査及び測量並びに造園関連業務委託（以下「建設関連業務委託」という。）の指名業者の選定及び一般競争入札における入札参加資格要件の設定（以下「業者の選定等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (業者の選定等に関わる審査)

第2条 業者の選定等については、太田市契約規則（平成17年3月28日太田市規則第75号。）（以下「規則」という。）第2条で規定する資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から太田市入札審査委員会設置要綱（平成18年11月29日太田市制定）に基づく太田市入札審査委員会（以下「入札審査委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

## (建設工事の等級格付けの審査)

第3条 建設工事の業者の選定等を行うために、経営事項審査制度による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の総合評定値（P点）（以下「客観数値」という。）に、入札審査委員会により決定する本市独自の評価項目に基づく発注者別評価点（以下「主観数値」という。）を加算した評価点（以下「総合数値」という。）により等級格付けを行うものとする。

- 2 前項に規定する等級格付けは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業（以下「7工事業」という。）について行うものとする。
- 3 第1項における主観数値の評点方法は、別表1のとおりとする。また、主観数値における工事検査平均評点の評価は、別表2のとおりとする。

## (等級格付けの基準)

第4条 前条における等級格付けの基準は、別表3のとおりとする。

- 2 前条における審査の基準日は、規則第2条に規定する資格の審査を行う年の1月1日（以下「審査基準日」という。）とする。

## (等級格付けの決定)

第4条の2 有資格者について、その者の入札参加を希望する工事種別ごとに第3条により審査し、前条における基準により審査基準日の属する年の4月1日に等級格付けを決定するものとする。

- 2 等級格付け決定日以降に有資格者となった者（以下「随時資格者」という。）については、原則として主観数値を加算しないものとする。この場合において、随時資格者については、客観数値をもって総合数値とし、前条における基準により資格を得た月の1日に等級格付けを決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項により等級格付けを決定したときは、その結果を公表するものとする。

(等級格付けの再審査)

第4条の3 前条の規定により等級格付けの決定を受けた者については、その者の入札参加資格の有効期間が満了する日の1年前までの間に、第3条による審査(以下「再審査」という。)を行うものとする。この場合において、再審査における審査基準日は、規則第2条に規定する資格の審査を行う年の翌年(以下「再審査年」という。)の1月1日とし、再審査年の4月1日に等級格付けを決定するものとする。

(等級区分別発注標準額運用基準)

第5条 第3条第2項における7工事業の等級区分別発注標準額は、市長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊な技術を要する工事又は本市における発注状況その他特別な理由があると認められる場合は、この限りではない。
- 3 等級区分のない建設工事の業者の選定等については、予定価格及び工事の難易度並びに総合数値等を考慮し、業者の選定等を行うものとする。

(地域要件の基準)

第6条 本社又は本店の所在地並びに入札契約等に関わる権限を委任された支店又は営業所の所在地により業者の選定等を行う基準は、別表4のとおりとする。

(入札条件の設定)

第7条 一般競争入札において、工事(建設関連業務委託においては、「業務」と読み替える。以下同じ。)の特殊性による入札参加条件を設定する必要がある場合、当該案件の契約事務を所管する者(以下「契約担当者」という。)は、当該案件の設計業務を担当する者(以下「設計担当者」という。)と協議のうえ、次の各号に留意し、工事実績若しくは近接工事条件又は技術者配置などの条件を設定することができる。

- (1) 本市発注状況
- (2) 有資格者の受注状況
- (3) 近接工事の有無
- (4) 地理的条件
- (5) 技術的適正
- (6) 工事の難易度

(指名業者の選定)

第8条 契約担当者は、指名競争入札における業者の選定(以下「指名」という。)については、次の各号に留意し、総合的に判断し、指名が特定の業者に偏ることがないように留意しなければならない。

- (1) 贈賄及び不正行為等による入札参加資格停止の有無及びその他現況の信用状態
- (2) 太田市暴力団排除条例(平成24年7月1日制定)第6条第1項及び第4項の規定による措置の状況
- (3) 太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱第4条第2項で規定する誓約書提出の有無
- (4) 適正な資格を有する技術者の配置の可否
- (5) 手持ち工事又は業務の状況

- (6) 工事の規模、難易度
- (7) 該当地域内の営業拠点の存在又は該当地域における施工実績
- (8) 過去の同種又は類似工事又は業務の施工実績
- (9) 公共工事及び一般工事に対する工事成績の状況
- (10) 工事現場に対する安全管理の状況
- (11) 従業員に対する労働福祉の状況
- (12) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (13) 一方の会社の会社法人上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合

（指名業者の数）

第9条 前条に基づき指名するときは、次の各号に応じた業者を指名するものとする。ただし、特別の理由がある場合はこれを減ずることができるものとする。

- (1) 予定価格10,000万円以上は、10者以上
- (2) 予定価格5,000万円以上は、8者以上
- (3) 予定価格3,000万円以上は、7者以上
- (4) 予定価格1,000万円以上は、6者以上
- (5) 予定価格500万円以上は、5者以上
- (6) 予定価格300万円以上は、4者以上
- (7) 予定価格300万円未満は、3者以上

（指名業者の選定の特例）

第10条 契約担当者は、指名にあたり、次のいずれかに該当する場合には、入札参加資格者以外の者を指名することができる。この場合において、入札参加資格者以外の者については、入札参加資格審査に準ずる方法により資格審査を行わなければならない。

- (1) 特殊な工法及び技術並びに特殊な機械器具又は生産設備を必要とする場合
- (2) その他特別の理由があると認めた場合

（一般競争入札に参加できない業者）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 太田市入札参加資格停止措置要領（平成25年4月1日太田市制定）に基づく入札参加資格停止期間中である者
- (2) 太田市暴力団排除条例（平成24年7月1日制定）第6条第1項及び第4項の規定による措置を受けている者
- (3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項による営業停止処分期間中の者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11で準用される施行令第167条の4第1項に該当する者及び市の発注する工事で同条第2項各号のいずれかに該当する行為があった者

- (6) 市の発注する工事で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (7) 市の発注する工事で、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者
- (8) 労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (9) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- (10) 一方の会社の会社法人上の役員（以下「役員」という。）が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

（準用）

第12条 この要領は、次の各号に該当する場合に準用する。

- (1) 市が発注する工事に係わる特定共同企業体の選定等
- (2) 契約検査課所掌以外の工事における業者の選定等

（その他）

第13条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

建設工事における格付け主観数値の評点方法

主 観 項 目	配点	評点方法
障がい者雇用状況	+ 5	審査基準日において、法定義務事業者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく障害者雇用を義務付けられている者）で同法施行令に規定する法定雇用率を達成している場合、又は非法定義務事業者（障害者雇用促進法に基づく障害者雇用を義務付けられていない者）で1人以上の障害者を雇用している場合
災害協定等の締結	+ 1 0	等級格付における主観項目に係る認定申請（以下「認定申請」という。）により、審査基準日の属する年の2月1日（以下「申請基準日」という。）において、市内に本店を有する事業者（個人事業主を含む）のうち、太田市との間で締結された災害協定等の締結がある場合
災害協定に基づく緊急出動、又は、配水本管緊急漏水修繕業者への登録	+ 1 0	認定申請により、申請基準日の前日から過去2年間に於いて、市内に本店を有する事業者（個人事業主を含む）のうち、会社として、災害協定に基づく緊急出動の実績がある、又は、群馬東部水道企業団の水道事業における配水本管緊急漏水修繕業者への登録がある場合
ボランティア実績 又は、地域貢献実績	+ 5 又は + 1 0	認定申請により、申請基準日の前日から過去2年間に於いて、市内に本店を有する事業者（個人事業主を含む）のうち、会社として、ボランティアを実施した場合、又は、社会貢献の実績がある場合 ①清掃などの労務的なボランティアを行った回数が1回の場合5点を加点、2回以上の場合10点を加点する。 ②太田市に対し行った地域貢献が、太田市功労者及び徳行者表彰規則第5条の規定による表彰者及び同表彰に相当する社会貢献である場合10点を加点する。

優良工事表彰受賞	優良工事表彰	+15	審査基準日の属する年度（以下「審査基準年度」という。）において、優良工事表彰の受賞者について、受賞工事の工種に加点する。	
	特別表彰	+25	審査基準年度において、特別表彰【過去5年間連続して優良工事の対象として選出された工事の請負人】の受賞者について、受賞年度の最高点工事の工種に加点する。	
工事検査平均評点の評価		0 ～ +50	審査基準年度の前年度における工事検査評点について、工種ごとの平均点により別表2に基づき加点する。	
公共工事への貢献		+10	審査基準年度の前年度において、本市発注工事の請負実績がある場合、工種ごとの実績に応じて加点する。	
太田市入札参加資格停止措置要領（以下「資格停止措置要領」という。）の規定による措置 ※ただし、資格停止措置要領における「不正又は不誠実な行為」の運用基準に基づくペナルティ措置は除く。		-40	事故等に基づく措置	申請基準日の前日から過去1年間において、資格停止措置要領の別表第1による入札参加資格停止（指名停止）の措置を受けた場合
		-50	贈賄及び不正行為に基づく措置	申請基準日の前日から過去1年間において、資格停止措置要領の別表第2による入札参加資格停止（指名停止）の措置を受けた場合
資格停止措置要領における「不正又は不誠実な行為」の運用基準に基づくペナルティ措置		-5	申請基準日の前日から過去1年間において、「書面による注意」1回につき減点とする。	

別表2

工事検査平均評点による主観採点数値の配分

検査評点	評定	加点
85点以上	A	+50
80点から85点未満		+40
75点から80点未満	B	+30
70点から75点未満	C	+20
65点から70点未満		+10
60点から65点未満	D	0
60点未満	E	0

別表3 (第4条関係)

区分	等級	総 合 数 値		
		A	B	C
土 木	850点以上	700点～ 850点未満	700点未満	
建 築	800点以上	800点未満		
電 気	750点以上	750点未満		
管	750点以上	750点未満		
舗 装	750点以上	750点未満		
造 園	650点以上	650点未満		
水道施設	700点以上	700点未満		

別表4 (第6条関係)

No.	業者区分	太田市競争入札参加資格者のうち
1	市内業者	市内に本店を有する者（個人事業主を含む。）
2	県内市内業者	県内に本店を有する者のうち、入札契約等の権限を委任された支店・営業所等の営業拠点を市内に有する者
3	県外市内業者	県外に本店を有する者のうち、入札契約等の権限を委任された支店・営業所等の営業拠点を市内に有する者
4	県内業者	県内に本店を有する者（個人事業主を含む。ただし、区分No1及びNo2に該当する者を除く。）
5	県外県内業者	県外に本店を有する者のうち、入札契約等の権限を委任された支店・営業所等の営業拠点を県内に有する者（区分No3に該当する者を除く。）
6	県外業者	県外に本店を有する者（個人事業主を含む。ただし、区分No3及びNo5に該当する者を除く。）